

東障害福祉センター 4 階屋上防水修繕仕様書

- 1 本仕様書は、東障害福祉センター 4 階屋上防水修繕（以下「業務」）に適用する。
- 2 業務内容
本業務は、東障害福祉センターの 4 階屋上防水の更新を行う修繕業務とする
- 3 業務場所
本業務は、大阪府寝屋川市明和 1 丁目 13 番 23 号 東障害福祉センター 4 階屋上 ※【別紙】施設平面図及び写真参照
- 4 業務期間
契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までとする
- 5 業務の履行義務
受注者は、契約書、本仕様書及び関係図書に基づき、効率的、経済的適正に業務を履行しなければならない
- 6 修繕業務内容
修繕工程・規格・仕様及び参考数量は【別表】のとおり
※数量の増があった場合でも追加費用は発生しないものとする。
- 7 責任施工
受注者は仕様書に明記されていない事項でも業務の性質上必要なものは受注者の負担で施工する。
- 8 業務管理
受注者は、業務に必要な従業員を確保し、業務に支障をきたさない努めるものとする
- 9 関連法令の遵守
受注者は、業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）及び日本国における関係法令に従い適正に行うものとする
- 10 安全管理
受注者は業務の履行に当たり労働基準法（昭和 29 年法律第 49 条）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全をはからなければならない。

11 故障事故報告

受注者は、業務の履行にあたり支障となる故障、事故等の不測の事態が生じた場合、または生じる恐れがある場合は、ただちに発注者に報告しなければならない。

12 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、発注者の所有施設を汚染または損害を与えた場合には、ただちに発注者に報告し、その指示により、受注者の責任で速やかに原形に復旧しなければならない
- (2) 受注者は、履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負わなければならない。

13 施工保証

本業務による修繕個所の保証期間は、修繕完了の日から 10 年とする
ただし、発注者の誤操作、および天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。

14 廃材処理

本業務の履行において発生した廃材については、受注者の責任において適切に場外処分するものとする

15 業務完了報告

受注者は、業務が完了した後、ただちに履行届及び報告写真を作成し、発注者に提出しなければならない。

16 疑義等の解決

受注者は、本仕様に定める事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議のうえ決定する。

17 その他

- (1) 受注者は、この契約の全部又は大部分若しくは発注者の指定する部分の修繕を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。